

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年 1 月27日教委規則第 1 号

改正

平成12年 2 月 1 日教育委員会規則第 3 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 5 号

平成28年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第 2 条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

- 1 開催日時 令和5年12月5日(火) 13時30分～15時20分
 - 2 開催場所 高津市民館11階 第4会議室
 - 3 出席者 委員 迎部会長、角田副部会長、志水委員、仙北谷委員、田村委員、松崎委員、川口委員、
渡部委員
事務局 坂尾館長、岡部分館長、細谷係長、下間係長、本郷(記録)
 - 4 議題・資料
〈議題〉(すべて公開)
 - (1) 第6回専門部会摘録(案)について
 - (2) 令和5年度高津市民館・橘分館事業計画について
 - (3) 市民自主学級・市民自主企画事業について
 - (4) 高津市民館専門部会の調査審議事項について
 - ア プラザ橘まつりについて
 - イ 報告書(案)について
 - (5) その他
 - (6) 閉会〈資料〉
【本日の次第】
【資料1】川崎市社会教育委員会議規則
【資料2】【専門部会摘録】令和4・5年度第6回社会教育委員会議高津市民館専門部会摘録
【資料3】生涯学習支援課事業一覧【高津+橘】
【資料4-1】【高津市民館】R6市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内
【資料4-2】【橘分館】R6市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内
【資料5】プラザ橘まつりについて
【資料6】川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会「学びとにぎわいのある市民館を目指して～市民と共に市民活動の再開と活性化を進める市民館～報告書(案)」
- 5 傍聴者3人
- 6 会議内容
 - 1 開会 事務局：下間係長 資料確認
 - 2 館長挨拶

坂尾館長：11月22日発生 of ノクティビル火災の件と市民館・ノクティビル避難状況等説明。現在警備・警戒を強化している。

3 部会長挨拶

迎部会長：火災には驚き、心配した。世の中混沌としているが、その状況でも市民館は幅広世代の学びの場として、より多くの方が学べるよう工夫されている。本日もより良い学びの場として市民館運営ができるよう、各委員未来志向で前向きな意見をいただき、話し合いたい。よろしく願う。

4 議事事項（進行：迎部会長）

（1）第6回専門部会摘録（案）について（資料2）

事務局（下間係長）より資料2を確認、修正等はなし。

（2）令和5年度高津市民館・橘分館事業計画について（資料3）

事務局（高津市民館・細谷係長）により資料3を基に説明

迎会長：平和人権の講座について、実施の結果はどうか。

細谷係長：年明け2月から開催される事業なので、まだ実施されていない。

迎会長：失礼した。どのような内容か。

細谷係長：配布チラシに記載されているように、関東大震災100年等災害の節目の年であり、それをきっかけにして都市での大規模災害の備えを地域で考えていくという趣旨である。

迎会長：参加者はどのくらい集まっているのか。

細谷係長：数日前から募集が始まったばかりでまだである。さらに広報を強化する。

迎会長：多くの方に学んでもらえるよう広報周知を頑張ってほしい。

（3）市民自主学級・市民自主企画事業について（資料4-1、4-2）

事務局（高津市民館・細谷係長）より資料4-1、4-2を基に説明

松崎委員：この提案は、再募集はしているのか。

細谷係長：これまでは、再募集をする状況はなかった。

迎会長：落選した団体からの苦情等での支障はないのか。

細谷係長：募集時に職員が団体の相談を受けた上で提案するため、落選者からの苦情は特にない。

迎会長：市民自主の提案者が必要書類を作成するだけでも大変だと思うが、書類の作成は提案者の負担になってはいないのか。

細谷係長：提案者は問題なく書類を整え、提案している。

迎会長：提案者の人数はどうか。はじめから5~6人で相談や提案をする者もいるのか。

細谷係長：数人集まって提案する団体はいる。団体提案についても相談に乗っている。また、この時期から市内の教育文化会館・市民館・分館で一斉に募集をしている。提案日は各館によ

る。市民自主実施希望団体は活動の拠点のある区で提案し、個人は在住・在学・在勤する区で提案してもらう。

川口委員：提案が実行委員会形式なので、提案書は個人で記入するものではないと理解しているが、単独で提案は可能か。

細谷係長：申し込みは1人でできるが、事業委託時までには5名以上の団体化をして事業を行う。

仙北谷委員：市民自主は職員が企画を共に考えているので良い方向に事業が実施されていると思う。

志水委員：提案での個人情報の取扱いはどうなっているか。

細谷係長：個人情報、市民館で管理している。専門部会委員には個人情報は伝えていない。提案団体の構成員は各市民館で重複等しないように情報提供しあうが、最低限度である。

志水委員：収支報告はどのようにされているのか。

細谷係長：提案団体が今回の提案以外に既に他の助成金等を得て活動しているかどうか等を確認しており、その場合はこの提案と分けて収支を作成してもらう。

志水委員：領収書等は終わった後に提出してもらうのか。

細谷係長：領収書等は事業終了後に報告書と共に提出してもらう。報告作成等の事務作業は、確認やサポートを常に担当職員が入りながら行っている。

志水委員：インボイスの対応はしているのか。

細谷係長：対応している。

(4) 高津市民館専門部会の調査審議事項について

ア プラザ橘まつりについて

事務局（岡部分館長）より（資料5）をもとに説明。

迎会長：何人参加したのか。

岡部分館長：433人である。

イ 報告書（案）について（資料6）

事務局（坂尾館長）より（資料6）をもとに説明。委員には章ごとに質疑・訂正等意見をもらう。

1 「はじめに」

角田委員：資料内で書かれている「施設利用」という表現より「会議室の貸し出し」としたほうが、実態の様子がわかりやすく、よいと思う。

迎会長：P1、8行目の「休止」の表現は「停止せざるを得なかった」の方が、状況がわかりやすいのではないかと。表現は検討いただきたい。

坂尾館長：再検証する。

2 「高津市民館・橘分館での新型コロナウイルス感染症の影響について」

川口委員：新型コロナウイルス感染症後、市民館に人が戻ってきていると感じており、このような表現になっているのか。

坂尾館長：お見込み通りである。

川口委員：P4の2022年度のギャラリーとホールの利用のみ1ヵ月分の実績ということが読み取れなかった。

坂尾館長：分かりやすくなるよう補足を入れる。

3 「市民アンケートについて」

迎会長：アンケートの数字等はまとめてあって分かりやすいが講座の様子の写真があるとより良い。

川口委員：写真は入っているので、ページ割の関係かと思う。「アンケート結果」と「写真」が別のページになっているからだと思うので、編集で訂正されればよいと思う。

迎会長：講座の作品写真があるとより良い。

細谷係長：作品の写真は撮っていない講座もある。例えば「小学生のための絵本作り講座」は、子どもたちが作った絵本を発売している写真は撮ったが、個々の絵本は撮影していない。

川口委員：人が映り込む写真はどのように取り扱っているのか。

細谷係長：人が映り込む場合は、あらかじめ撮影の許可を取っている。

迎会長：講座を継続して実施できるとよい。続けることで高津市民館の特色が出るとよいと考える。

川口委員：各アンケートから事業の結果まとめが見つけにくかった。最後に添えているのはわかったが、ページ割等で工夫されるとよいと思う。

渡部委員：アンケート調査結果のまとめの表現が数点気になった「スマホを持たされていた…」等、表現を見直してほしい。アンケートのまとめと提言の部分は、分けて書かれていた方が分かりやすい。

迎会長：修正を検討願う。

田村委員：今更だが、今回のアンケートの内容は、「市民アンケート」とするには、そもそも統計的に成立しない。各講座に目的があって参加した方からアンケートをとっているのだから、結果が見えてしまう。「市民アンケート」としては、もっと多くの市民から、どんなものを求めていたのか収集しないと、今回の特定の講座に参加した人だけの結果では成り立たない。

川口委員：今回のアンケートの回答からは、「家ではできないことができる」ということが求められているということが分かるのでよいと思う。

坂尾館長：調査対象は、講座を受講に来た人なので、「市民アンケート」というタイトルではなく「利用者アンケート」と修正させてもらう。

田村委員：今から思うと、ほかの方法でもっと多く、500～1000件集められたら良かった。今回の場合は、市民館を利用した人へのアンケートということをもっと明確にした方がよい。

仙北谷委員：今回のアンケートは市民ではなく利用者アンケートだったので結果が誤解されやすい。目指す方向、「回答から得ようとする事やアンケートの目的」を明確にした方がよいと感じた。

田村委員：「賑わい」の部分について何も書かれていない。

川口委員：「利用状況」で、「賑わい」はわかるのではないか。

田村委員：「利用状況」だけでは「賑わい」について触れられていない。資料3の事業一覧を入れることで、人が集まっていることが伝わるのではないか。

迎会長：アンケートを行った事業だけでなく、事業全体を含めて提言に入れた方が良いと思う。

坂尾館長：社会教育事業全体の中で、その一部である小、中、高校生向けの講座を今回は取り上げていることが分かるように修正する。またサークル活動発表のイベントも同様に、市民館で行われている様々な取組の中の一部であることが分かるような表現に修正する。

志水委員：利用率だけでなく、利用人数を入れてほしい。

坂尾館長：利用率の横に利用人数を入れるようにする。

4 「おわりに」

坂尾館長：これまでの委員各位の御意見を踏まえ、報告書に適宜手修正し改めて提示する。

川口委員：18Pのアンケートの結果の検証部分を「おわりに」へ移されるとよい。

田村委員：コロナ後、活動団体が減っている。団体メンバーの高齢化による、世代交代の問題もある。活動は回復の途上にあると言える。

また最近日本は外国人が増えている。外国人市民向け講座は成功している。

迎会長：志水委員の提案のように、利用人数を入れるとよい。

坂尾館長：今回の各位の御意見をもとに報告書を修正する。

5 その他

田村委員：前回提案した案件について、コピー機の設置と、ロビーの座る場の提供についての進捗はどうなっているか。

下間係長：コピー機の設置は、予算の確保もあるため、現在調整中である。またロビーの椅子の設置は椅子の確保ができたので受付を待つ方用に受付カウンター前に設置準備をしている。

・次回の開催日程について

第8回専門部会

日時 令和6年2月24日（土）午後1時～5時 場所 視聴覚室

内容 令和6年度高津市民館・橘分館市民自主学級・市民自主企画事業企画 提案会、審査・選考
令和4・5年度川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会報告書（案）について

6 閉会

令和4・5年度

川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会

学びとにぎわいのある市民館を目指して
～市民と共に市民活動の再開と活性化を進める市民館～

報 告 書 (案)



栗山鳳雪氏書・刻「今日ハ生涯一度ノ出会ナリ」 高津市民館所蔵

令和6年3月

川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会